

令和6年度海外ビジネス展開支援事業補助金について ～海外輸出のチャレンジを応援します！！～

新たに海外輸出を始める方を支援！

新たな市場開拓や販促の取組み、非関税障壁への対応など、先駆的な取り組みを支援！

県内の生産者やメーカーを束ねて商品を出荷する輸出拠点の構築を支援！

(1) 海外展開チャレンジ事業

①実施主体

新規に海外展開に取組む又は既存の海外展開を拡大させる輸出開始6年未満の県内事業者

②補助率、上限額等

1/2以内(上限30万円)

③補助対象経費

- ・市場調査(旅費、宿泊費等)
- ・商談会、展示会等出展
- ・商品開発
- ・広報活動(広告宣伝費等)
- ・その他、海外展開に直接必要となる経費

(2) 輸出先進モデル育成支援事業

①実施主体

ア: 農林水産業を営む法人、協同組合、共同出資法人
農林水産漁業者(個人事業者の場合3人以上の組織)
イ: 県内企業

②補助率、上限額等

ア: 定額(上限100万円)
イ: 1/2以内(上限100万円)

③補助対象経費

- ・規制対応に係る経費(残留農薬対応、検疫対応、食品添加物、食品表示、国際的に通用する認証取得等)
- ・販売促進に係る経費
- ・新市場開拓に係る費用(テストマーケティング、サンプル送付、海外渡航、現地商談会参加等)
- ・その他、輸出課題(物流検討、商品開発、知的財産保護等)解決に係る経費

(3) 輸出拠点強化支援事業

①実施主体

ア: 農業法人、農業協同組合、農業共同出資法人、農業者(個人の場合3人以上の組織)
直売所等出荷協議会 等
イ: 県内企業

②補助率、上限額等

ア: 定額(上限40万円)
イ: 1/2以内(上限40万円)

③補助対象経費

- ・市場調査(旅費、宿泊費等)
- ・商談会、展示会等出展
- ・商品開発
- ・広報活動(広告宣伝費等)
- ・その他、海外展開に直接必要となる経費

※すべての事業において球磨焼酎を製造する蔵元は対象外

※(2)については、令和4年度輸出ソリューション支援事業補助金または令和5年度輸出先進モデル育成支援事業補助金に申請した事業者は対象外

<補助対象> (1)(3)事業: 交付決定の日～令和7年3月14日までに支出した経費 (2)事業: 交付決定の日～令和7年2月28日までに支出した経費

交付申請提出書類

- (1) 交付申請書(要項別記第1号様式)
(2) 事業計画書(本要領様式1-(1)もしくは(2))
(3) 経費内訳(様式1)、收支予算書(要項別記第2号様式) 等

※詳細は補助金実施要領をご確認ください

©2010 熊本県くまモン



募集期間

令和6年7月16日(火)～8月6日(火)【必着】

問合せ先

熊本県 販路拡大ビジネス課 (TEL: 096-333-2395)

担当:(1)(3)事業: 松永(まつなが) ☐ matsunaga-k-da@pref.kumamoto.lg.jp
(2)事業: 古武城(こぶしろ) ☐ kobushiro-y-w@pref.kumamoto.lg.jp

★提出書類のデータ等は
こちらから



■ 対象事業の考え方



新規に輸出を検討しており、自社商品のニーズを調査するため、現地市場調査や国内での輸出商社との商談会に参加したい
→ **海外展開チャレンジ事業**



何度かスポット的に2~3年輸出に取り組んだが、継続取引につながっていないため、海外バイヤーの声を参考に、国際的な認証を取得し、輸出用の商品開発を進めたい
→ **海外展開チャレンジ事業**



継続的に輸出に取り組んでいるが、今後、規制の厳しい国向けの輸出に取り組むため、現地調査や商談会への参加、食品表示変更のための成分分析を行いたい
→ **輸出先進モデル育成支援事業**

■ 留意事項

- 対象となるのは、交付決定日から令和7年3月14日(金)までの間に補助対象事業を完了し、支払いまで終了した経費となります。ただし、(2)輸出先進モデル育成支援事業については、交付決定日から令和7年2月28日(金)までの間に補助対象事業を完了し、支払いまで終了した経費が対象となります。
- 同一の内容(経費)に対する国や県、市町村又はその他団体等による補助金・交付金等との併用は認めません。
- 必ず補助金要項等をよく読み、今年度の様式を使用してください。応募にあたっては、問い合わせ先に記載の担当者へ事前にご相談ください。

■ 補助金交付の流れ

